

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然

相続について考える

平成28年8月号

やってくる

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番

港ビル203号

TEL: 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

今年の梅雨は、明ける時期がはっきりしない（気象庁の梅雨明け宣言は出ましたが・・・）天気が続きましたが、ここ最近では、しっかり夏の猛暑日が続いているようで、熱中症になる方が、毎年の風物詩のように報道されています。皆様は如何お過ごしでしょうか。

数年前の節電フィーバーはどこへやら・・・今は違う意味で節電をしている方が増えているようです。それは、電気料金の節約のため・・・数年前は電気が足りなくなると言うことで、節電していましたが・・・。ただ、年々猛暑日が増えているような気がするのは私だけでしょうか。いずれにしても、クーラーをちゃんと使用して、体調管理をしっかり行い、健康第一で夏を乗り切りましょう。

8月と言えば、お盆で亡きご先祖さんを偲んで過ごす日があります。こういう時に、自分自身の亡き後を考えてみるのもいいかと思えます。どんな来世を望んでいるかを考えて、紙にしたためてみると・・・それが、遺言の原案になるのではないのでしょうか。



### 遺言書があったからよかった事例・・・



今回は夫が亡くなったことで、相続を相談に訪れた瀬戸奈々子さん（67歳・仮名）のことです。この瀬戸さんの身分関係は複雑でもなく、相続人は奥様とその子供さん3名です。しかし、この子供さんの内、二女さんが亡くなっておられて、その二女さんの子供さん（未成年者）に代襲相続が発生していたのです。ここで、問題になるのが、この二女さんのご主人のことでした。この方と亡くなった瀬戸さんのご主人とは、生前から仲が悪かったようです。それで、この相続の件について協力してもらうことが難しいのではないかと、奈々子さんは心配したのでした。確かに、遺産分割協議は相続人全員で行いますが、この時の当事者には未成年の代襲相続人が2人いますので、親権者であるこの亡き娘のご主人が協力してもらわないと話が前に進まないのです。どのように進めるのがいいのか考えていたところ、奈々子さんより、亡くなったご主人が、亡くなる数年前に遺言書のようなメモを遺しているが、どうだろうかと言われました。私は、そのメモを見せてもらいました。ルーズリーフの切れ端に、「すべての財産を妻に譲る」と書いてあり、自筆証書遺言の要件は整っていたので、どうにか登記手続きにも耐えられるものだと考え、すぐに検認の手続きをしてもらいました。亡き娘のご主人は、遺産分割協議の場では、異議を言う可能性が高いと思っていたのですが、検認の手続きに際して、異議を唱える可能性は低いと考え、この手続きを進めた結果、無事検認の手続きが完了し、法務局への登記手続きについても、スムーズに終わりました。相談を受けてから2か月程で完了しました。この自筆証書遺言がなかったなら、協力を得ても半年から一年以上かかったかもしれませんし、或いは、協力を得られなかったら、手続きが出来ない可能性もありました。

このように本人には複雑な要因が無くとも、親族に複雑な要因がある場合も、遺言書が役に立つことがあります。このような場合は、是非、私にご相談ください。

ここでちょっと豆知識



遺言書はパソコンで作成しても大丈夫？

自ら遺言書を作成する（自筆証書遺言を作成する）場合、すべての項目を自筆で書くことが大前提です。パソコンやワープロで作成した場合、正式な遺言書として認められません。